

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の供用開始 (道路課)	1
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課)	1
○換地処分の届出 (安芸市) ()	1
○宅地建物取引業法による処分 (住宅課)	1
落札公告	
○落札者等の公告 (建設管理課)	1
正 誤	
◎正誤 (平24・10・19付け 規則ほか)	2

告 示

高知県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年2月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 佐喜浜吉良川
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市吉良川町字西宮乙5534番から 室戸市吉良川町字西宮乙2011番1まで	31	平成25年2月12日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（入田地区農地整備事業（経営体育成

型））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年2月12日から同年3月12日まで
- 縦覧場所
四万十市役所
- その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、安芸市から安芸地区（下山換地区）の換地処分を平成25年1月21日に行った旨の届出があった。

平成25年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項第2号の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 処分をした年月日
平成25年2月1日
- 処分を受けた宅地建物取引業者
(1) 商号又は名称
スイート住宅
(2) 代表者の氏名
高橋 昌弘
(3) 主たる事務所の所在地
高知市一宮徳谷1番11号
(4) 免許証番号
高知県知事（4）第2310号
(5) 免許年月日
平成24年4月30日
- 処分の内容
法第65条第2項第2号の規定に基づく宅地建物取引業の免許による業務の全部の停止（平成25年2月2日から同月16日まで

の15日間)

4 処分の理由

スイート住宅代表者高橋昌弘は、少なくとも平成15年9月21日から平成24年2月21日までの長期の間、その主たる事務所に専任の取引主任者が常勤していないにもかかわらず、宅地建物取引業を営んだ。また、スイート住宅が行った賃貸借契約の媒介において、重要事項の説明を取引主任者でない代表者高橋昌弘が自ら行った。

このことは、法第15条第3項及び第35条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
デスクトップパソコン一式 216組
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 落札者を決定した日
平成25年1月9日
- 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目4番33号
- 落札金額
月額 410,571円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
平成24年11月30日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・10・19	9484	◎規則	1	右 (37)	「 <u>規定により</u> 」を削る。	「 <u>指定により</u> 」を削る。
			5	左 (11・12)	「 <u>概要、</u> 」を「 <u>概要を記載した書類、</u> 」に、	「 <u>概要</u> 」を「 <u>概要を記載した書類</u> 」に、
				左 (16・17)	「 <u>概要、</u> 」を「 <u>概要を記載した書類、</u> 」に、	「 <u>概要</u> 」を「 <u>概要を記載した書類</u> 」に、
				左 (22)	「 <u>概要、</u> 」を「 <u>概要を記載した書類、</u> 」に、	「 <u>概要</u> 」を「 <u>概要を記載した書類</u> 」に、
平25・1・11	9507	◎条例	227	左 (18・19)	<p><u>4</u> 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p><u>5</u> 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p><u>3</u> 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>